

## スポーツ学再考「野外スポーツの位置」

中野友博<sup>1)</sup>

### Reconsidering Sport Study “The standpoint of outdoor sport”

Tomohiro NAKANO

Key words：野外スポーツ，野外教育，自然体験活動，指導者

スポーツ学部においてスポーツ学を考えたとき、体育学との違いやスポーツ科学との違いを見ていかざるをえない。本学の設置申請書では、「スポーツ学」とは、スポーツに関する文化学、スポーツ医科学、スポーツ教育学などの研究成果をもとに、生涯スポーツと競技スポーツ両側面から現代社会に対応できるような学問の体系を指している。また、スポーツ学を文化や教育の観点をも含めた総合的な理論体系として捉えると共に、実践的な視点を重視する。とある。言い換えると「高度で国際的に通用するスポーツ文化を創造する力を養成する」と言えるかもしれない。このような観点で「野外スポーツ」の位置づけを考えてみた。

用語としての野外スポーツとは、「野外」の「スポーツ」、「野外」で行う「スポーツ」というように考えることができる。また、野外スポーツは英語で「outdoor sport」であり、「野外」はoutdoorの意味である。このoutdoorの意味するところは、屋内のことを表すindoorに対しての「屋外」でもなければ「戸外」でもない。Outdoorは、out-doorの意味合いでout of doorに分けて「outside a building or shelter」の意味もあるが、「野外」の意味が出てくるのは、「far away from human habitation/wilderness」の内容となる。言い換えると「人里から遠く離れた場所／自然

／野生」となってくる。そして「スポーツ」である。ここではスポーツを種目だけを限定しないあらゆる身体的活動と捉えた。以上から野外スポーツとは、「自然の中で自然環境を活かして行う身体的活動」と言える。別の言い方をすれば、「ありのままの自然の中での、身体的活動（＝スポーツ）を伴った直接体験」となる。

野外スポーツという用語よりも古くから使用されている言葉に「野外活動」がある。公文書としては昭和26年文部省が刊行した「社会体育指導要領」の中で、キャンピング、ピクニック、ハイキングの3つの活動について解説している。また、昭和30年に文部省社会教育局長から「青少年の野外活動の奨励について」という文章が各都道府県教育委員会あてに出されている。そこでは青少年団体活動の促進の一環として、青少年のための教育キャンプの実施と並行して、野外旅行の奨励を行っている。

また、昭和36年に発令された「スポーツ振興法」では、その第2条「この法律においてスポーツとは、運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む）であって、……」と野外活動をスポーツの一領域に位置付け、野外活動の普及奨励の項目である第10条においては、「国及び地方公共団体では、心身の健全な発達のために行われる徒歩

1) 生涯スポーツ学科

旅行、自転車旅行、キャンプ活動、その他の野外活動を普及奨励するため、コースの設置、キャンプ場の開発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められている。

最近では平成23年に発令されたスポーツ基本法の第24条に野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励の項目がある。そこでは、「国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」とある。

以上のように野外活動は、自然の中で、自然の影響を受けながら行われるスポーツ的諸活動を総称するものとして、スポーツの範疇で取り扱われてきた。しかし、現在では、野外活動は自然環境を背景に営まれる諸活動の総称、自然の中で行われる活動全てを総称するものとして扱われ、自然体験活動とも呼ばれるようになってきた。平成8年の「青少年の野外教育の充実について」の報告書では、自然体験活動とは、自然の中で、自然を活用して行われる各種活動であり、具体的にはキャンプ、ハイキング、スキー、カヌーといった野外活動、動植物や星の観察といった自然・環境学習活動、自然物を使った工作や自然の中での音楽会といった文化・芸術活動などを含んだ総合的な活動である。と定義している。このように野外活動をスポーツの領域として狭義に捉える観点、また広義に自然体験活動全般として捉える観点があることがわかる。

自然の中で自然環境を活かして行う身体的活動、ありのままの自然の中での身体的活動(=スポーツ)を伴った直接体験として野外

スポーツを見ていくと、志向性の観点から4つの志向性(競技、レクリエーション、健康、教育)に分類することができる。「競技志向」は、勝つためや一番になるためのいわゆるチャンピオンスポーツとして行うものでそのスキルの獲得やトレーニング方法を追及する。「レクリエーション志向」は、自分の楽しみのためや、癒し、仲間と集う目的のために行うものを指す。自らの健康維持や増進目的のために行う「健康志向」がある。健康・レクリエーション志向では、癒しやストレス解消、セラピー(治療)がキーワードとなり、障害児(者)をも対象にする。「教育志向」は、青少年をはじめとしたあらゆる人々を対象に、最大限にその教育的効果を引き出すために、一定の教育目標を定めて行う教育活動としての野外スポーツ(野外教育)を指す。「ありのままの自然から学ぶ」「身体的活動(=スポーツ)を伴った直接体験から学ぶ」ことにつながる。

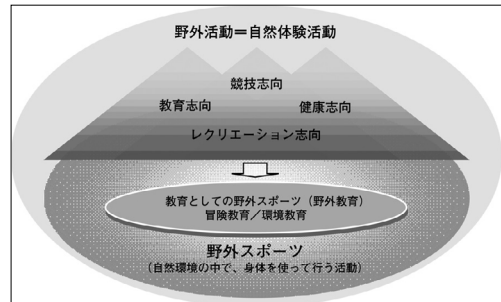


図1 野外スポーツの位置づけ

教育志向としての野外スポーツを野外教育と言い換えるならば、「自然の中で組織的、計画的に、一定の教育目標を持って行われる自然体験活動の総称」といえる。学校教育においても自然学校、自然教室として教室を離れて行われる直接体験の場として実践されてきた。平成8年に文部省に提出された青少年の野外教育の充実についての報告書では、青少年に対する野外教育の意義について次のように述べている。

「野外教育は、青少年の知的、身体的、社会的、情緒的成長、すなわち全人的成長を支援するための教育である」としたうえで、次の8つを期待する効果としてあげている。

- ①感性や知的好奇心を育む。
- ②自然の理解を深める。
- ③創造性や向上力、物を大切にすることを育てる。
- ④生きぬくための力を育てる。
- ⑤自主性や協調性、社会性を育てる。
- ⑥直接体験から学ぶ。
- ⑦自己を発見し、余暇活動の楽しみ方を学ぶ。
- ⑧心身をリフレッシュし、健康・体力を維持増進する。

その後、平成22年に改正された小学校学習指導要領においては生きる力を育むために、自然体験活動が特別活動や総合的な学習の時間に位置付けられている。また、社会教育、生涯学習の場面においても野外教育としての様々な野外スポーツ活動が展開されている。競技力向上のためにチームビルディングやコミュニケーション能力の獲得のためにも利用されている現状がある。

このような理論的背景のもと、野外スポーツコースのディプロマポリシーを「自然の中でのスポーツを通して自らの感性を磨き、環境に配慮した安全で楽しい野外スポーツ

プログラムを提供する専門的知識（企画・運営・評価）と技術を有したリーダー的立場になる人材、子どもから大人まで幅広い対象者に、生涯を通じて自然の中でのスポーツを提供できる資質・能力を備えた人材を育成します。」と定め、このような人材を育成するためのカリキュラムポリシーを「「自然、人、体験」に関わる研究成果に基づいた教育活動の中で、人々が豊かに生きるための「社会性」「自主性」などあらゆる「生きる力」を育むために、実践的・実証的・理論的に野外スポーツを探求します。」と考えた。具体的には野外スポーツそのもののスキルや理論、実習の獲得の上に「教育・指導」を位置付け指導法についての授業展開を行っている。スポーツの範疇の中で、自然を利用して行われる様々な学びにつながる内容を理論、実践を通して体験し、その指導に関わる人材養成として野外スポーツを位置付けている。

#### 参考文献

- ・吉田章（1984）野外運動及び野外活動の概念規定に関する一考察．筑波大学体育科学系運動学類運動学研究， 1：101-110.
- ・文部省（1996）青少年の野外教育の充実について（報告）．青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議．
- ・黒澤毅（2008）びわこ成蹊スポーツ大学編 スポーツ学のすすめ．大修館書店：東京，pp76-80.

